

平成29年 6月 16日

所属 教育委員会事務局文化財保存課

担当 記念物・埋蔵文化財係

電話 0742-27-9866

平成29年 6月16日(金)に開催されました国の文化審議会(会長 馬淵 明子)において、史跡名勝天然記念物等の指定が答申されました。そのうち奈良県に関するもの(3件、史跡 都塚古墳(新指定)、特別史跡 平城宮跡(追加指定)、史跡 藤原京跡(追加指定))について、お知らせします。

## 史跡の新指定 1件

1. 名称 都塚古墳(みやこづかこふん)
2. 所在地 高市郡明日香村大字阪田
3. 面積 指定地 : 3,528.00 m<sup>2</sup>
4. 概要

6世紀後半から7世紀初頭の大型方墳である。南から舌状に伸びる尾根の先端部に位置し、東西約41m、南北約42m、高さ4.5mの規模を持つ。墳丘の北側では部分的に周溝を確認しており、本来は周溝が墳丘を全周していた可能性がある。墳丘東側で5段分、南側で3段分の段状の石積みを検出しており、類例のない階段状の多段築構造をなす。埋葬施設は両袖式の横穴式石室で、全長12.2m以上、玄室長5.3m、羨道長6.9m以上である。石室内には玄室から羨道にかけてガラスが敷かれており、U字形の暗渠排水溝が設けられる。玄室の中央には、身と蓋が完存する刳拔式家形石棺が安置されている。石棺は棺身の長さ2.23m、幅1.46m、高さ1.08mで、二上山産凝灰岩を使用する。出土遺物には、土師器・須恵器といった土器や刀子・鉄鏃・小札といった鉄製品などがある。

6世紀後半から7世紀初頭にかけて、最大規模の古墳の墳形は前方後円墳から大型の方墳へと変化するが、都塚古墳はその過渡期の様相を示す飛鳥地域の古墳であり、古墳時代から飛鳥時代への移行期の古墳の実態を示す事例として重要である。

## 特別史跡の追加指定 1件

1. 名称 藤原宮跡(ふじわらきゅうせき)
2. 所在地 橿原市高殿町外
3. 面積 既指定地 : 886,341.34 m<sup>2</sup>  
追加指定地 : 37,436.65 m<sup>2</sup>
4. 概要

持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで営まれた古代の都城跡。藤原京跡の中心部に位置し、約1km四方の区画内に内裏・大極殿、役所群が建てられた。北辺を中心に条件の整った部分を追加指定する。

## 史跡の追加指定 1件

1. 名称 藤原京跡(ふじわらきょうあと)  
朱雀大路跡(すざくおおじあと)  
左京七条一・二坊跡(さきょうしちじょういち・にぼうあと)

## 右京七条一坊跡（うきょうしちじょういちぼうあと）

2. 所在地 檜原市別所町外
3. 面積 既指定地 : 22,910.28 m<sup>2</sup>  
追加指定地 : 3,600.00 m<sup>2</sup>
4. 概要

持統天皇8年（694）から和銅3年（710）まで営まれた古代の都城跡。中心にある藤原宮跡は特別史跡となっている。朱雀大路跡は宮の正門である朱雀門から南へ延びる道路跡で、それを境に西側を右京、東側を左京に区分する。今回、条件の整った左京部分の一部を追加指定する。